

【システム施行】

保体第 53 号
令和 5 年 5 月 1 日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

5 類感染症への移行後の県立学校における新型コロナウイルス感染症への
対応について (通知)

このことについて、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を受け、別紙のとおり整理しましたので、適切に対応願います。

教育庁高校教育課教育指導第一班	早 川
〃 特別支援教育課教育指導班	若 山
〃 保健体育安全課学校保健給食班	佐 藤
問合せ 022-211-3666	
022-211-3367	

【別紙】

県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について (令和5年5月8日以降)

1 平時の感染症対策

(1) 日常の健康観察

- イ 家庭と連携し、発熱や咳等の症状の有無を確認する。
- ロ 発熱等の普段と異なる症状がある場合、登校しないことを周知する。

(2) 換気の確保

- イ 気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに換気を行う。
- ロ CO₂モニターを用いて、換気の状態を確認する。

(3) 手洗い等手指衛生の励行

- イ 外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後などにこまめに手を洗う。
- ロ 流水と石けんでの手洗いを励行し、タオルやハンカチ等は共用しない。

(4) 咳エチケットの指導

咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って口や鼻を押さえる。

(5) 清掃

日常の清掃活動により清潔な空間を保つ。

(6) 抵抗力を高める

「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスのとれた食事」を心がける。

2 感染流行時の感染症対策

地域や学校において感染が流行している場合、以下の対策を講じること。

(1) 身体的距離の確保

活動の場面に応じて、可能な範囲で身体的距離を確保すること。

(2) 感染リスクが比較的高い学習活動での対策

「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。

(3) 給食等の食事を摂る場面での対策

食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないように注意する。

(4) スクールバス利用時の対応

定期的に窓を開け換気を行うとともに、咳エチケット等を徹底する。

3 マスクの取扱い

学校教育活動においては、児童生徒及び職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本であるが、登下校時に通勤ラッシュ等の混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設を訪問する場合などは、マスクの着用を推奨する。

なお、マスクの着脱を強いることがないようにするとともに、着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導する。

4 部活動における対応

(1) 大会等への参加

主催者や競技団体等の作成するガイドラインを遵守すること。

(2) 感染流行時の活動

専門家の助言等を踏まえた感染防止対策を参考に活動すること。

【専門家からの助言を踏まえた部活動場面の感染予防対策】

○体調不良時は活動に参加しない等、休むことのできる環境づくり

- ・体調不良や症状がある生徒や教職員は参加しない、参加させない。
- ・自己申告に加えて学校で健康チェックや体温計測等ができるようにする。

○感染予防の情報提供や情報を迅速に共有する体制づくり

- ・感染を予防するための情報収集・提供を積極的に行う。
- ・県内の流行状況を踏まえたメリハリのある活動を検討する。
- ・感染や感染が疑われる仲間の身体的・精神的なフォローアップを行う。

○トレーニング室や更衣室における感染症対策

- ・換気を徹底する。
- ・対人距離の確保に努める。
- ・大声での会話を控える。

○活動の前後の予防対策の徹底

- ・着替え時や部活動の開始前と終了後等、共用エリアの利用に当たっては、基本的な感染症対策を講じる。
- ・集団での飲食の場面では、感染対策を徹底する。

○他校と練習試合を行う場合の留意点

- ・参加校や参加生徒が含まれる地域及び近隣地域の流行状況を確認する。
- ・感染拡大の恐れがある場合においては、活動を自粛することも検討する。

5 感染者が判明した際の対応

(1) 感染者への対応

学校保健安全法第19条の規定に基づき、出席停止の措置を講じる。

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とする。

(学校保健安全法施行規則第19条第2号)

(2) 県教育委員会への報告

報告は「学校等欠席者・感染症情報システム」への入力による。

(入力した情報は、保健所にも共有される)

(3) 臨時休業の判断と報告

以下の基準により、学校医と相談の上、学校の全部又は一部の臨時休業を検討する。

■学級閉鎖

以下のいずれかに該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②その他、設置者が必要と判断した場合

■学年閉鎖

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。

■学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合。

なお、臨時休業の措置を講じた場合は、当日の朝10時までに、「学校等欠席者・感染症情報システム」に入力するとともに、保健体育安全課学校保健給食班宛て電話(022-211-3666)で報告する。

6 寮や寄宿舎における対応

居室は、定期的に換気を行うとともに、日常の清掃活動により清潔な空間を保つ。なお、居室を複数で共用している場合は、咳エチケットについて指導する。

7 その他

(1) 発熱等、普段と異なる症状がある児童生徒への対応について

イ 症状がなくなるまで、自宅で休養するよう指導するとともに、受診を勧めるが、児童生徒や保護者の意向に基づかず、検査を求めることがないようにする。

ロ 医師等の診断により陽性が判明した場合、出席停止の措置を講じる。

ハ 校長は、出席の取扱について、地域や学校の流行状況を踏まえ、学校保健安全法第 19 条に基づき、判断する。

(出席停止)

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(2) 感染不安で休ませたいと相談があった児童生徒の出欠の取扱について

同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など、校長が合理的な理由があると判断する場合には、出席停止とすることができる。

(3) やむを得ず登校できない児童生徒に対する ICT の活用等による学びの保障

臨時休業や出席停止等により、児童生徒が登校できない場合であっても、ICT 端末等を活用した学びの保障を最大限行うこと。

(4) 「感染の可能性がある者」等について

濃厚接触者の特定が行われなくなったことから、県立学校における「感染の可能性がある者」の確認も行わないこととする。なお、同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染しても、出席停止の対象とはしない。

8 Q & A

項目	問	回答
1 - (1) 健康観察	登校時の健康観察表や体温確認は継続するのか	必要はない。ただし、感染流行時には実施する場合もある。
1 - (5) 清掃	清掃以外に消毒作業も必要か	特別な消毒作業は必要ない。
5 - (3) 臨時休業	学級閉鎖判断時の「複数」の目安は	人数に目安はない。学級内等で感染が広がる可能性を考慮し、学校医と相談の上、判断する。